

令和8年度 住宅リフォーム・宮クーポン事業
応募申請書 兼 宮クーポン交付申請書

申請要項に基づき、次の通り令和8年度住宅リフォーム・宮クーポン事業に応募します。

申請日	令和8年 月 日 ← 郵送は郵便投函日をそれ以外は窓口提出日を記入
申請者名	※フリガナ
現住所 ※書類郵送先	〒 - 富士宮市 電話番号(携帯番号) ※ 昼間でも連絡の取れる番号
住宅所有者名	※フリガナ
リフォームする 予定の住宅住所 ※登記又は課税明 細の住所と一致	<input type="checkbox"/> 身分証・住民票に同じ(下記記載不要) <input type="checkbox"/> 現住所より転居予定(下記に住所記載) 〒 - 富士宮市
同意確認 ※ どちらかに☑	私(申請者)は、申請要項に記載の <input type="checkbox"/> 同意して申請します 本事業の申請要件全てに <input type="checkbox"/> 同意しません(申請できません)
申請区分	<input type="checkbox"/> 一般枠(10万円) <input type="checkbox"/> 子育て枠(15万円) <input type="checkbox"/> 三世代同居枠(20万円)
着工日	<input type="checkbox"/> 令和8年 月 日着工済 <input type="checkbox"/> 令和8年 月着工開始見込 <input type="checkbox"/> 着工日未定(未着手)
提出書類 チェック事項 ※ 提出書類全てに☑	<input type="checkbox"/> 事業申請書【本紙】 <input type="checkbox"/> リフォーム工事の見積書【コピー可、返却不可】 <input type="checkbox"/> リフォーム工事前のリフォーム箇所の写真 <input type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書又は名寄帳【コピー可、返却不可】 <input type="checkbox"/> 申請者の身分証又は住民票【身分証はコピー可、住民票は原本のみ、返却不可】
申請代行者名 及び問合せ先 ※昼間連絡のつく方	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者(同居)家族 <input type="checkbox"/> 施工業者
	代行者(業者)名
	電話(携帯番号) ※ 昼間でも連絡の取れる番号

(以下、事務局記入欄)

申請番号	提出方法	申請取消	承認印	係印	受付印	データ登録
2 6 0	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 窓口	<input type="checkbox"/> 過年度申請 <input type="checkbox"/> 取消申請				
(予備欄)						

【参考】申請対象となるリフォーム工事一覧表

工事箇所	対象工事の例	
玄関	ドア(扉)の交換、土間の修理・張替	
	引戸への改修	
	手すり・スロープの設置	
台所	台所(システムキッチン含む)・ビルトインコンロ・オープン・換気扇の新設・入替・修理	
	給湯器(エコキュート・エコジョーズ等)の新設・取替・修理	
	灯油ボイラーの設置・交換・修理	
	住宅用火災警報器の設置	
お風呂	ユニットバス・換気扇の新設・入替・修理	
	風呂釜の取替・修理	
	手すりの設置	
	浴室乾燥機の新設・入替・修理	
	給湯器(エコキュート・エコジョーズ等)の新設・取替・修理	
	灯油ボイラーの設置・交換・修理	
洗面台	洗面台の新設・入替・修理	
	カウンター・棚・収納等の設置 ※家具の設置は除く	
トイレ	トイレの新設・入替・修理(和式から洋式への変更/ウォシュレット対応等)	
	ペーパーホルダー等の新設・入替・修理	
居間・寝室・客間・子ども部屋・納戸	壁紙等の貼替	
	断熱材の施工(壁内)	
	断熱サッシの取付、サッシ・二重窓の取替、網戸の交換・張替え	
	ドア(扉)の交換、引戸への改修工事	
	カウンター・棚・収納等の設置 ※家具の設置は除く	
	間取り変更に伴う壁等の設置	
	段差解消のための工事(バリアフリー化)	
	配線・配電・配管工事を伴う場合に対象工事となるもの	エアコンの設置
		ガス暖房器具の設置・交換・修理
		換気空清機・ロスナイの設置・交換・修理
		シーリングファンの設置・交換・修理
		照明器具の設置・交換・修理
		スイッチ・コンセントの新設
住宅用火災警報器の設置		
その他電気配線工事(配電盤の取替・修理等)		
ベランダ・バルコニー	塗装(塗替)・防水のための工事	
	配線・配電・配管工事を伴うもの	照明器具の設置
		スイッチ・コンセントの新設
	住宅と一体のもの	ウッドデッキの設置 ※固定資産税の課税対象となるもの
カーポートの設置 ※固定資産税の課税対象となるもの		

工事箇所	対象工事の例	
外壁・屋根・軒天・雨どい	外壁や軒天の塗装(塗替)・防水加工・改修	
	耐力壁・筋交いの設置	
	屋根・瓦の葺替	
	屋根への雪止の設置	
	軒天・雨どいの改修・修理	
床・廊下・階段	畳の取替え、表替え	
	畳からフローリングへの改修(フローリング→畳への改修)	
	照明器具の設置 ※配線・配管工事を伴うもの	
	段差解消のための工事、手すりの設置(バリアフリー化)	
	カウンター・棚・収納等の設置 ※家具の設置は除く	
その他の対象工事	ホーム用エレベータの設置	
	浄化槽から公共下水道への接続切替工事	
	単独浄化槽から合併浄化槽への接続切替工事	
	上水道管・汚水・下水排水管の改修・修繕	
	シェルターの設置	
	住宅の害虫・害獣の駆除(白アリ・ネズミ等)	
	住宅基礎の補強工事	
	太陽光発電システムの設置 ※敷地内及び所有地への設置除く	
	その他住宅の電気配線工事	
	対象外となる例	対象外となる建物
店舗兼住宅の内、住宅以外の部分(共用部のみ按分比で判断)		
庫裡などの非課税の建物		
対象外となる場所		住宅躯体との接続が確認できない建物等(離れ・プレハブ部屋・ウッドデッキ・カーポート・テラスハウス等)
		外構・エクステリア工事と判断できるもの(塀、門扉、パーゴラ、庭、アプローチ、防犯装置・システムの設置等)居住目的でない土地(住宅のない土地)
設置・配線・配管等工事を伴わないもの		カーテンやカーペット(絨毯)等、インテリアの交換のみとなるもの
		消火器の購入・交換、火災報知器の交換設置等
		電化製品の購入
		施工業者による工事ではないもの(自ら施工したもの、DIY)